

	質問	回答
1	被災者用住宅で、現在全国的に問題になっている空き家を活用するという動きは無いのでしょうか。私の住んでいる市では約1200くらいの空き家があり、そのうちの45%近くが健全な状態との事です。空き家の所有者と事前に協定なり結んでおいて、災害時に利用出来る家屋を利用するなどの事が出来ると良いと思います。	空き家の所有者と被災者が賃貸借契約を締結することが可能であれば、理論的には空き家を仮設住宅にすることは可能です。台風19号でも一度支援のなかで試みたことがあります（ただしその時には、被災者生活再建支援金300万円を活用して当該空き家を買取りましたので仮設住宅にはなりませんでした）。ただし、みなし仮設の要件として基本的に新耐震であることが定められていますので、その要件をみたまない空き家も多いかもしれません。
2	それぞれの住まいの災害危険度をその住民が理解できるように啓蒙活動をしている事例等がありますでしょうか。	耐震診断制度が1つはあります。エリアでいうとハザードマップの周知活動ということになりますが、自治体が説明会などを開催する事例もあります。このあたりはもう少し全国の防災士が活躍できればと思うところもあります。
3	役所等からの「住宅相談」や「〇〇相談」などの案内のチラシは、〇〇課毎になるので堅苦しくて ちょっとの事では行けないなと思ってしまう。相談にいかってみようかと思えるチラシ等の工夫等もされているのでしょうか	チラシの工夫は東日本大震災以降、各地でされています。われわれ静岡県弁護士会でも、まさにご指摘の視点でイラストを多用したり、法律という言葉を使わない、吹き出しをたくさん使う、ほのぼのとしたカラーリングをする、など工夫しています。
4	日頃の士業連絡協議会の運営活動費は、どのようにされているのでしょうか	加盟している12の団体が毎月5万円ずつ拠出しています。ただし、5万円という金額は、相談会の日当には到底足らず（各団体に資金を用意するしかありません）、毎年講師を呼んで研修をする程度では余ってしまうので、静岡では毎年内部留保が増加しています。
5	実際の災害時の経費（相談員の傷害保険や日当、交通費など）どこから支出しているのでしょうか 行政などからの補助はあるのでしょうか	ごく例外的に行政から費用がでる支援活動もありますが（阪神淡路大震災のときの兵庫や、熊本地震の熊本弁護士会と南阿蘇村の支援協定など）、基本的には行政からはお金はできません。静岡県弁護士会では、すべての弁護士が毎月1000円災害基金を拠出しています。その積立金を災害時の支援の日当にあてるシステムです。熱海では毎日支援活動をしましたので、すでに500万円以上の交通費日当がかかっていますが、これについては全国の弁護士会や弁護士などからの義援金でまかなえています。広域災害ではとても多額の義援金は集まらないので、日ごろからの基金積み立てが大切になります。
6	日々の支援活動記録を入力したGoogleフォームの相談内容毎に誰もが検索できるようにしていると思いますが、どのように種別分を行っているのでしょうか？ 例えば土砂撤去に関してどうすればいいか？ に対して種別として種別欄として一行設けて「撤去工事」として内容を記入したりしているのでしょうか？	弁護士会が行う相談活動では、後々調査分析を行うために、相談の種別は詳細に分類がなされています。土地工作物責任、賃貸借契約、公的支援制度、など。この項目がGoogleフォームにも作られていて、相談担当者は相談分類にチェックをする形になります。